

「職場環境等の改善に係る取組について」

株式会社シュトックでは、職場環境の整備に取り組んでおりますが、介護職員等処遇改善加算を算定している訪問介護、通所介護における取組について以下に公開いたします。

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援等
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員からの正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の整備等健康管理対策の実施
- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築
- ・現場課題の見える化の実施
- ・5S活動等の実践による職場環境の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供